

臨時支援金申請マニュアル簡易版（「希望する場合」のみ掲載しています）

※文部科学省から提供されたマニュアルを山梨県において一部抜粋しています。

各申請の結果画面（例：認定申請登録結果画面）

認定申請登録結果

1

2

3

4

5

6

生徒情報入力 学校情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

本システムによる受給資格認定申請の手続きは以上で終了となります。

受付番号

R-25-079-02-0001-0193

続いて、以下の「臨時支援金意向登録」ボタンを押して、次の画面へお進みください。
※ここでブラウザを閉じると、臨時支援金の申請を続けて出来なくなります。その場合は、学校へお問い合わせください。

1

臨時支援金意向登録

手順 1

- 1 「臨時支援金意向登録」ボタンをクリックします。

補足

- I 本画面を閉じてしまった場合、申請者側で「臨時支援金申請」の登録はできません。誤って閉じてしまった場合は、学校へお問い合わせしてください。

臨時支援金意向登録



- 1
- 高校生等臨時支援金について
令和7年度において、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金の支給を受けることができます。（令和7年度限り）
- 【留意事項】
高校生等臨時支援金の支給を受けるためには申請が必要です。

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

- 2
- どちらかを選択してください。 ☒ 必須
- ☐ ①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。
- ☐ ②高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

登録内容確認

手順 2

- 1 高校生等臨時支援金についての説明をご確認ください。
- 2 全員「①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。」を選択。

臨時支援金意向登録



高校生等臨時支援金について

令和7年度において、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、年収約910万以上世帯と判定された場合に、高校生等臨時支援金の支給を受けることができます。（令和7年度限り）

【留意事項】

高校生等臨時支援金の支給を受けるためには申請が必要です。

✓ 高校生等臨時支援金申請の意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

1

☒ ①高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

☐ ②高校生等臨時支援金の支給を受ける意思がないので、臨時支援金は申請しません。

✓ 高校生等臨時支援金受給資格認定に係る同意事項

次の事項を確認の上、全てにチェックをつけてください。

2

☒ 臨時支援金の認定事務のために、高等学校等就学支援金の令和7年度に必要な認定情報等を利用することに同意します。

☒ 臨時支援金代理受領同意書
学校設置者が、私に支給される臨時支援金を代理受領することに同意します。

☒ 確認事項
臨時支援金を授業料に充てるとともに、臨時支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

3

登録内容確認

手順3

- 1 臨時支援金の支給を希望した場合、同意事項欄が表示されます。
- 2 同意事項内容を確認し、チェックします。
- 3 「登録内容確認」ボタンをクリックします。

臨時支援金登録内容確認



登録内容

高校生等臨時支援金の支給を受けたいので、臨時支援金を申請します。

1

← 臨時支援金意向登録に戻る

本内容で登録する

手順4

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

臨時支援金登録結果



高校生等臨時支援金に関する申請は以上です。
入力した内容に変更が必要な場合は、学校にお問い合わせください。

← マイページに戻る

誤って申請内容を登録した場合、自身で修正することはできません。
学校にお問い合わせください。

手順5

- 1 臨時支援金申請の登録結果が表示されます。
➡この画面が表示されれば、正常に申請は完了しています。